

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについての当面の検討課題

- 1 弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入する根拠について、どのように考えるか。
- 2 訴訟に必要な費用と認められる弁護士報酬の額を定めるに当たって依拠する原則及びその方法について、どのように考えるか。
- 3 弁護士報酬を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入しない訴訟の範囲を定める基準及びその範囲並びにその取扱いの在り方について、どのように考えるか。
- 4 訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連について、どのように考えるか。
- 5 弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解について、どのように考えるか。

(参考)

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)(抄)

7. 裁判所へのアクセスの拡充

(1) 利用者の費用負担の軽減

イ 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである。この制度の設計に当たっては、上記の見地と反対に不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。

訴訟当事者がその依頼した弁護士に支払う弁護士報酬は、敗訴当事者負担の適用対象となる訴訟費用に原則として含まれず、訴訟の勝敗に関わりなく、各自負担とされている(なお、判例により、不法な訴えに应诉するため弁護士に委任した場合、及び不法行為に基づく損害賠償請求権の行使のため弁護士に委任して訴えを提起することを余儀なくされた場合には、勝訴当事者が支払った弁護士報酬は、相当と認められる額の範囲で、損害の一部として相手方に請求できるものとされている。)

弁護士報酬の一部を敗訴当事者に負担させることが訴訟の活用を促す場合もあれば、逆に不当にこれを萎縮させる場合もある。弁護士報酬の敗訴者負担制度は、一律に導入すべきではない。このような基本的認識に基づき、勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである。ただし、同時に、敗訴者に負担させる金額は、勝訴者が実際に弁護士に支払った報酬額と同額ではなく、そのうち訴訟に必要と認められる一部に相当しかつ当事者に予測可能な合理的な金額とすべきである。また、敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれのある場合には、このような敗訴者負担を適用すべきではないと考えられる。このような見地から、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。なお、この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである。

